

平成二十九年六月十四日提出
質問第四三六号

小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用に関する質問主意書

日本人の死亡原因の一位は、昭和五十六年より、がんとなっている。日本人の二人に一人ががんになり、三人に一人ががんで亡くなると言われている。さらには、年間二千人から二千五百人の子どもが小児がんと診断されている。

近年、注目を集めている粒子線治療は、放射線によるがん治療の先端をいく治療法であり、特に粒子線治療のうち重粒子線治療は、日本が世界に先駆けて実運用に成功した治療法として、世界をリードする治療技術の一つである。

昨年四月より、がん粒子線治療のうち小児がんの陽子線治療と、手術が難しく骨や筋肉などにできる骨軟部腫瘍の重粒子線治療に公的医療保険が適用されているところだが、小児がんに対する重粒子線治療については、公的医療保険の適用が見送られた。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 小児がん治療の発展にとって、重粒子線治療を進めていくことは有意義であると考えますが、政府の見解を伺う。

二 小児がんに対する重粒子線治療に公的医療保険の適用がなされないと、小児がん患者の家族は高額の治療費負担を強いられることになる。重粒子線治療の普及を図り、小児がん患者の経済的負担を軽減するために、小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険を適用していくべきだと考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。